

窓口業務等の民間委託について

1 実施の背景

本市の厳しい財政状況の中、少子高齢化や人口減少の進行、行政ニーズの多様化などに適確に対応するためには、民間委託や指定管理者制度の導入をはじめ、これまで以上に限られた経営資源で効果的かつ効率的な行政運営に向けた取組を進める必要がある。

また、窓口業務の民間委託について、国においては、平成27年6月に委託可能な範囲を整理し、平成28年4月には、ガイドラインを作成するなどの取組を促進している。

国が委託可能な範囲を整理した窓口業務

1	住民異動届に関する業務	15	後期高齢者医療制度関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付に関する業務
2	住民票の写し等の交付に関する業務		
3	戸籍の附票の写しの交付に関する業務	16	介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付に関する業務
4	印鑑登録に関する業務		
5	印鑑登録証明書の交付に関する業務	17	国民年金関係(老齢福祉年金等、特別障害給付金を含む。)の各種届出書・申出書・申請書・請求書の受付に関する業務
6	住居表示証明書の交付に関する業務		
7	地方税法に基づく納税証明書の交付に関する業務		
8	戸籍の届出に関する業務	18	妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する業務
9	戸籍謄抄本等の交付に関する業務	19	飼い犬の登録に関する業務
10	中長期在留者に係る住居地の届出に関する業務	20	狂犬病予防注射済票の交付に関する業務
11	特別永住許可等の申請、住居地等の届出及び特別永住許可書等の交付に関する業務	21	児童手当の各種請求書・届出書の受付に関する業務
12	転入(転居)者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知に関する業務	22	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく保健福祉手帳の交付に関する業務
13	埋葬・火葬許可に関する業務	23	身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉手帳の交付に関する業務
14	国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付に関する業務	24	療育手帳の交付に関する業務
		25	自動車臨時運行許可に関する業務

委託済

2 委託の目的と効果

(1) 市職員が従事すべきコア業務への専念

上記1における業務を委託することにより、職員の能力を人員の管理や単純な業務ではなく、企画や意思決定など職員が自ら行うべき分野に集中させることが可能となる。

(2) 正職員等の減による歳出削減効果

民間委託により、市民サービスを維持させながら経費削減等の効果を見込む。

「市民課」「税制課」「国民健康保険課」の業務を委託した場合を想定する。

[委託前]			[委託後※]	
正職員	57人		正職員	31人
臨時・嘱託職員	28人		臨時・嘱託職員	0人
			委託社員	54人

※ 委託後の人数については現在調整中

[効果]

人件費削減額	△247,835,600円 ^(注1)
委託費	151,016,382円 ^(注2)
差額	△96,819,218円

(注1) 積算根拠 (1人当たりの年間人件費×削減人数=削減額)

{	正職員	
	7,321,000円×26人=190,346,000円	
{	臨時・嘱託職員	
	2,053,200円×28人=57,489,600円	

(注2) 業者の参考見積による

正職員で △26人 臨時・嘱託職員で △28人 の削減となり、増加する委託費と比較すると、年間で 約9,600万円の削減効果が見込まれる。

また、窓口業務の委託は交付税措置の対象候補となっている。

3 検討状況

窓口業務等を委託するため、各課に業務調査及びヒアリングを実施し、委託人数を算出した。現在、各課に委託後の配置人数等を確認中であり、経費算定を進めている。

4 今後のスケジュール

スケジュール	内容
平成30年11月中旬	業務内容及び委託人数確定
平成31年1月～3月	仕様化、詳細マニュアル等の整備
平成31年3月	プロポーザル手続き
平成31年4月～5月	業者決定
}	(準備期間)
平成31年10月～平成36年9月	業務開始